

以下のいずれかの方法により手数料を納付してください。

4連符式納付書による納付

- ①長寿社会課へ4連符納付書の送付を依頼する。
- ②納付書を受領後、金融機関またはコンビニで手数料を納付する。
- ③申請書(長寿社会課のホームページからダウンロード又は長寿社会課が送付)の2枚目にある貼付欄に納付済証(注意1)を貼り付け、申請する。

注意1)コンビニで納付した場合で納付済証への領収日付印がない場合は、領収証書と納付済証をセットで貼付してください。

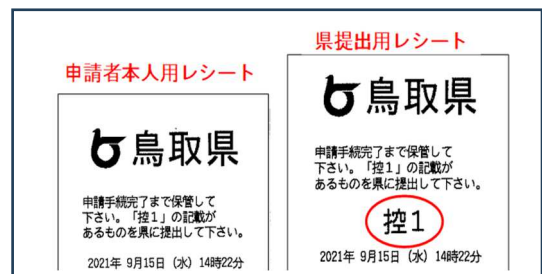
POSレジによる納付

- ①県のホームページから申請書をダウンロードする。
- ②県のPOSレジのある納付窓口(※1)で、申請書の2枚目にあるバーコードを提示し、手数料を支払う。
- ③納付窓口で受け取ったレシート2枚(※2)のうち、「控1」の表示があるレシートを申請書の2枚目にある貼付欄に貼り付け、申請する。

※1 納付窓口

庁舎名	場所
県庁本庁舎	地下1階売店
中部総合事務所	別館1階
西部総合事務所	2号館1階

※2 レシートの例



注意2)レシートを2枚とも紛失した場合は、再度手数料を納付していただくことになりますのでご注意ください。また、「控1」の表示がある県提出用のレシートのみを紛失した場合でも、他の申請で使用されていないことが確認できなければ同様の処理となります。